

# 都市再生推進法人が活用できる制度①

<赤字は令和2年法改正で追加された部分>

## ■ 計画の提案（都市再生特別措置法）

項目	概要
都市再生整備計画の作成等の提案	都市再生推進法人又は一体型事業者は、都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。
都市計画の決定等の提案	都市再生推進法人は、自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。
まちなかウォークアブル区域内における景観計画の作成等の提案	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォークアブル区域内において、景観計画の作成や変更を景観行政団体に提案することができる。

## ■ 協定への参画（都市再生特別措置法）

項目	概要
公園施設設置管理協定への参画	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォークアブル区域内の都市公園において、滞在快適性等向上公園施設（まちなかの滞在の快適性等の向上や公園の利便増進に資する公園施設）の設置・管理や、園路、広場等の整備等のための協定を公園管理者と締結することができる。 協定締結により、新たに設置されるカフェ、売店等の建蔽率の上限の緩和など都市公園法の特例措置を受けることができる。
都市利便増進協定への参画	都市再生推進法人又は一体型事業者は、都市再生整備計画に記載された区域内の土地所有者とともに、都市利便増進施設の一体的な整備等に関する協定を締結することができる。
低未利用土地利用促進協定への参画	都市再生推進法人は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備等を行うことができる。
跡地等管理等協定への参画	都市再生推進法人は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と跡地等管理等協定を締結して、当該跡地等の管理、当該跡地等における緑地等の整備等を行うことができる。

※一体型事業者：一体型滞在快適性等向上事業  
 ※まちなかウォークアブル区域：滞在快適性等向上区域

# 都市再生推進法人が活用できる制度②

<赤字は令和2年法改正で追加された部分>

## ■ 計画の提案、協定への参画以外の都市再生特別措置法に基づく特例

項目	概要
看板等設置に係る都市公園の 占用許可の特例 <u>(※)</u>	一体型事業者は、まちなかウォークャブル区域内の都市公園において、地域の催しに関する情報を提供する看板等を設置することができる（清掃等が必要）。
普通財産の活用	都市再生推進法人又は一体型事業者は、まちなかウォークャブル区域内において、都市再生整備計画に基づき普通財産の安価な貸付などを受けることができる（清掃等が必要）。
道路の占用等の許可の申請手続	都市再生推進法人は、滞在快適等向上区域（まちなかウォークャブル区域）内における道路や都市公園の占用許可等について、申請手続の経由事務及びサポートを行うことができる。
誘導施設に係る都市再開発法の特例	都市再生推進法人は、立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する場合、公募によることなく保留床等を取得することができる。
市町村都市再生協議会の組織	都市再生推進法人は、都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
市町村や国等による支援	都市再生推進法人は、国及び市町村並びに民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。

(※) …一体型事業者になれば適用可能

## ■ 税制特例

項目	概要
ウォークャブル推進税制 <u>(※)</u>	一体型事業者は、まちなかウォークャブル区域内において、市町村による公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部の可視化を実施した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置（5年間課税標準額を1/2）を受けることができる。
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	都市再生推進法人（公益社団法人・公益財団法人であって、法人解散時にその残余財産が地方公共団体等に帰属することとされているものに限る。）が行う立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づく都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合、土地所有者等は、税制特例（軽減税率、1500万円特別控除）を受けることができる。
立地誘導促進施設協定における課税標準の軽減	都市再生推進法人が、立地誘導促進施設協定に基づき整備する公共施設等（道路・広場等）を管理する場合、土地所有者等は、固定資産税・都市計画税の軽減措置（5年以上の協定では3年間、10年以上の協定では5年間に限り課税標準額を2/3）を受けることができる。

(※) …一体型事業者になれば適用可能

# 都市再生推進法人が活用できる制度③

<赤字は令和2年法改正で追加された部分>

## ■ 財政・金融支援

項目	概要
官民連携まちなか再生推進事業の活用	<p>都市再生推進法人は、まちづくり活動に取り組む者に対するワークショップの開催等の普及啓発事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。</p> <p>都市再生推進法人は、エリアプラットフォームの構成員となってまちづくり活動の社会実験等（道路上でのオープンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等）を行う場合、その実施費用の補助を受けることができる。</p>
都市安全確保促進事業の活用	<p>都市再生推進法人は、都市再生緊急整備地域における都市安全確保計画又は主要駅周辺等におけるエリア防災計画の素案の作成を行う場合、作成費の補助を受けることができる。</p>
都市・地域交通戦略推進事業の活用	<p>都市再生推進法人は、都市・地域総合交通戦略や立地適正化計画等に基づき、歩道、駐車場、自由通路等を整備する事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。</p>
都市再開発支援事業の活用	<p>都市再生推進法人は、エリアマネジメント活動を行う組織体制の構築、エリアのプロモーション活動の実施など、市街地再開発事業完了後の持続的なエリア価値向上のためのまちづくり活動を行う場合、活動費の補助を受けることができる。</p>
都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）の活用	<p>都市再生推進法人（一般社団法人・一般財団法人又は地方公共団体から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人に限る。）は、地域住民や来訪者のための交流施設の整備、空き地・空き店舗の活用など、エリアマネジメントを目的とする事業を行う場合、無利子貸付を受けることができる。</p>
まちづくりファンド支援事業（民都機構による支援）の活用	<p>都市再生推進法人は、クラウドファンディングを活用して行われる住民等によるまちづくり事業に対して助成等を行う「まちづくりファンド（クラウドファンディング活用型）」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。</p>
交流・滞在空間の充実化に対する金融支援（民都機構による支援）の活用	<p>都市再生推進法人は、ベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業を行う場合、民間都市開発推進機構による低利貸付を受けることができる。</p>